

# 安全報告書

久留米西鉄タクシー株式会社  
代表取締役社長 大石 一紀

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

### 西鉄グループ 安全に関する基本方針

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。  
私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責務を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

## 2. 2021年度 輸送の安全に関する目標および達成状況

目標	達成状況
① 死亡事故件数 <b>ゼロ</b>	0件 <b>【達成】</b> (前年度比 ±0 件)
② 転落・転覆事故件数 <b>ゼロ</b>	0件 <b>【達成】</b> (前年度比 ±0 件)
③ 踏切事故件数 <b>ゼロ</b>	0件 <b>【達成】</b> (前年度比 ±0 件)
④ 責任事故件数 2019年度目標件数(81件以下)の達成	33.3% の削減 <b>【達成】</b>
⑤ うち固定物接触事故件数 2019年度目標件数の(51件以下)達成	21.6% の削減 <b>【達成】</b>

## 3. 2021年度 事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条に基づく重大事故件数 (弊社に責任のない事故件数も含む)	0件 (前年度比 ±0 件)
---	-------------------

## 4. 行政処分後の改善状況等

過去3年間に、以下の行政処分を受けました。

受けた処分を厳粛に受け止め、運行管理・整備管理の徹底を図り、輸送の安全確保に努めてまいります。

処分年月日	処分内容	違反事実	改善状況等
2020年3月10日	輸送施設の使用停止及び付帯命令書	令和元年10月9日に行った監査時に於ける小郡営業所に係る違反①発地及び着地のいずれもが営業区域外である運送を行っていた。令和元年9月1日の「久留米500あ2114」に係る運送(三井郡発着)ほか15件の営業区域外旅客運送があった(道路運送法第20条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外運行の発生及び当社の営業区域の再周知について、各事業所に通達文を掲示するとともに、点呼時に本社管理者・運行管理者による事業説明・再発防止の指導を行いました。</li> <li>・配車センター 要員に本事案を説明し、営業区域外からの配車依頼の際の行き先確認を徹底するよう指導を行いました。</li> <li>・全従業員向けの業務常会(2019年11月～同年11月29日、全10回開催)において、本事案の振り返り及び再発防止の為の注意点等の詳細な指導・教育を行いました。</li> </ul>

## 5. 2021年度 輸送の安全のために講じた措置・教育および研修の実施

### 輸送の安全に関する重点施策とその取り組み状況

#### 1. 安全マネジメント体制の確立

- (1)有責事故削減を目指し、事故惹起者研修及び常会等で乗務員と共有化を図り、今後の安全に努める。【7月・11月・有責事故などで、何度か事故を起こしたものは、自動車学校の事故惹起者研修に参加させた。
  
- (2)営業所と連携し、事故減少に努めていく(ヒヤリハット情報収集等も)【7月の常会で計画】  
ヒヤリハット情報を常会に於いて、提出させる。

#### 2. 飲酒運転撲滅の取り組み強化

- (1)常会等で実感訓練と安全教育の実施を行い、事故防止への意識向上を図る。【7月・11月・3月計画】  
入社1年未満の新人研修を行い、慣れによる事故防止の為、実感久連を行った。バックによる車庫入れ、交差点での右左折での早切りによる死角・接触実感訓練なども実施
  
- (2)事故惹起者・安全推進担当者・運行管理者等で事故現場に赴き、事故防止を認識させる【通年計画】  
軽微な事故についても、すべてではないが、運行管理者・所長・私などで現場に行き事故防止を認識させた。。

#### 3. 事故防止活動の取り組み強化

- (1)外部講師を招き(保険会社・自動車学校・その他)実感訓練と安全教育の実施【7月・11月・3月計画】  
自動車学校への事故惹起者研修は参加させており、常会に於ける安全教育は、11月又は3月に実施  
予定で検討中 11月度、モニターによる講習を実施
  
- (2)適齢診断結果に基づく指導【通年計画】  
適齢診断の該当者から、年間で振り分け実施させ、その中で、結果に元づいてしどうする。

## 6. 2021年度 内部監査の結果ならびに講じた措置

「安全の確保」を第一の使命とする基本方針に基づいて、安全管理体制が効果的に機能しているか等、運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、2022年2月25日に内部監査を実施しました。

監査所見に「不適合事項」はありませんでした。今後も「運輸安全マネジメント体制」の継続的改善による輸送の安全確保に努めてまいります。

## 7. 2022年度 輸送の安全に関する目標および重点施策

2022年度 輸送の安全に関する目標

- ① 重大責任事故件数 **ゼロ**  
※重大責任事故とは、自動車事故報告規則第2条に基づく事故で、弊社に責任のある事故。
- ② 責任事故件数 **前年比 10%以上の削減**
- ③ うち固定物接触事故件数 **前年比 15%以上の削減**

2022年度 輸送の安全に関する重点施策

### 1. 安全マネジメント体制について

- ① 有責事故削減を目指し、事故惹起者研修及び常会及び研修で乗務員と共有化を図り、今後の安全に努める。
- ② 営業所と連携し、事故減少に努めていく(ヒヤリハット情報収集・実感訓練等も行う)

### 2. 事故防止活動について

- ③ 常会で実感訓練と安全教育の実施を行い、又、施設にお伺いし研修をうけ、事故防止への意識向上を図る。
- ④ 事故惹起者・安全推進担当者・運行管理者で事故現場に赴き、事故防止を認識させる。また、事故惹起者を学校等にて再発防止に向け研修させる。

### 3. 輸送の安全に関する教育および研修について

- ⑤ 常会で外部講師を招き(保険会社・自動車学校・その他)実感訓練と安全教育の実施する。
- ⑥ 適齢診断に基づく指導

別紙1【輸送の安全に関する2021年度の計画】参照

## 8. 安全統括管理者

営業部 営業課長 松野 康博

## 9. 安全管理規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この安全管理規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 輸送の安全の確保については本規程のほか、関係法令及び関連規定に定める。

### 第2章 輸送の安全確保に関する基本的な方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第2条 社長及び常勤取締役(以下「社長等」という。)は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、安全に関する基本方針を次のとおり定める。

「西鉄グループ 安全に関する基本方針」

私たちは、西鉄グループ企業理念において「安全の確保」を第一の使命としています。

私たち一人ひとりが、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

- (1) 安全を何より最優先する組織・風土の構築
- (2) 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
- (3) 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
- (4) お客様の安全を第一に考えた商品・サービスの提供
- (5) お客様との安全に関するコミュニケーションの推進
- (6) 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた不断の努力を重ねてまいります。

2 輸送の安全に関する基本方針に基づき、下記の各号の内容を含む重点施策を作成するものとし、必要に応じて見直すものとする。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であることを認識し、関係法令、各種基準及び本規程に定められた事項をよく理解するとともにこれを遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### 第3章 輸送の安全確保に関する管理の体制

(社長等の責務)

第3条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 社長等は、輸送の安全を確保するための管理の体制を整備するとともに、その方法を定める。

3 社長等は、旅客自動車運送事業の遂行に際し、安全重点施策の策定を行うにあたり、安全統括管理者、運行管理者その他必要な管理者・責任者に対し、安全が確保できるか、実現できるかの検証を行わせる。

4 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握するとともに、必要な改善を行う。

5 社長は、安全統括管理者のその職務を行ううえでの意見を尊重する。

(組織)

第4条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

2 前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。

3 各管理者・責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めるとともに、業務を適切に遂行できるよう努める。

4 各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該管理者・責任者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第5条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5で定める要件を満たす者のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
  - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第6条 安全統括管理者は、輸送の安全に確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの認識を徹底する。
- (2) 実施及び管理の体制を確立、維持する。
- (3) 方針、重点施策、目標及び計画を実施する。
- (4) 報告体制を構築し、従業員に対し周知を図る。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に報告する。
- (6) 社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- (9) 従業員に対し必要な教育又は研修を行う。
- (10) その他統括管理を行う。

#### 第4章 輸送の安全確保に関する管理の方法

(重点施策の実施)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画に従い、重点施策を確実に実施する。

(事故防止対策の検討及び情報の共有)

第8条 安全統括管理者は安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係各所に連絡するとともに、事故防止対策の検討を行うものとする。

- 2 社長等と各部署との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。各部門の従業員は、輸送の安全確保に関し、相互に必要な情報を伝達共有しなければならない。

(事故、災害時に関する報告及び対応)

第9条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害時に関する報告連絡体制を確立し、報告事項が安全統括管理者、社長又は必要な部署に適確かつ速やかに伝達されるように努める。

- 2 従業員は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項を理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。
- 3 安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定められた事故・災害等が発生した場合は、報告規則に基づき国土交通大臣へ必要な報告書又は届出を行う。

(教育及び研修)

第10条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する管理体制の維持及び改善に必要な教育、研修に関する計画を定め実施する。

(内部監査)

第11条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。また、重大事故が発生した場合など必要と認められる時は、緊急に内部監査を行うものとする。

- 2 安全統括管理者は、内部監査終了後、その結果(改善すべき事項が認められた場合はその内容も)を速やかに社長に報告するとともに、必要に応じ安全の確保のために、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第12条 安全の輸送に関する施策、事故・災害等に関する情報、重大事故情報その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これを取りまとめ「安全報告書」として外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(記録の管理等)

第13条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告した是正措置または予防措置を記録し保存する。保存する書類、保存期間については下記に定めるものとする。



【書類、文書の保存期間】

書類名	保存期間	関係法規
運行管理表	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条の4
乗務記録	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条
安全運転日報(運行記録計)	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
事故・災害報告書	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二
運行指示書	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十八条の二の2
苦情報告書	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三条の2
乗務員台帳	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十七条の2
事故・災害警報、情報	1年間	運行管理規程
関係官庁の通達事項	1年間	運行管理規程
内部監査報告書	1年間	
アルコール検知記録	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条
乗務員指導書	3年間	旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条
健康管理票	5年間	労働安全衛生法
運行記録計	1年間	旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条
日常点検票	3ヶ月	整備管理規程
定期点検整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法
点検整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法
分解整備記録簿	2年間	整備管理規程・道路運送車両法

(規程の見直し)

第14条 本規程は、関係法令の改正及び業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

## 10. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙2【西鉄グループにおけるタクシー部門安全マネジメント体制】 参照

別紙3【組織体制および指揮命令系統図】 参照

別紙4【事故・災害時の報告連絡体制】 参照

別紙1 【輸送の安全に関する2021年度の計画】

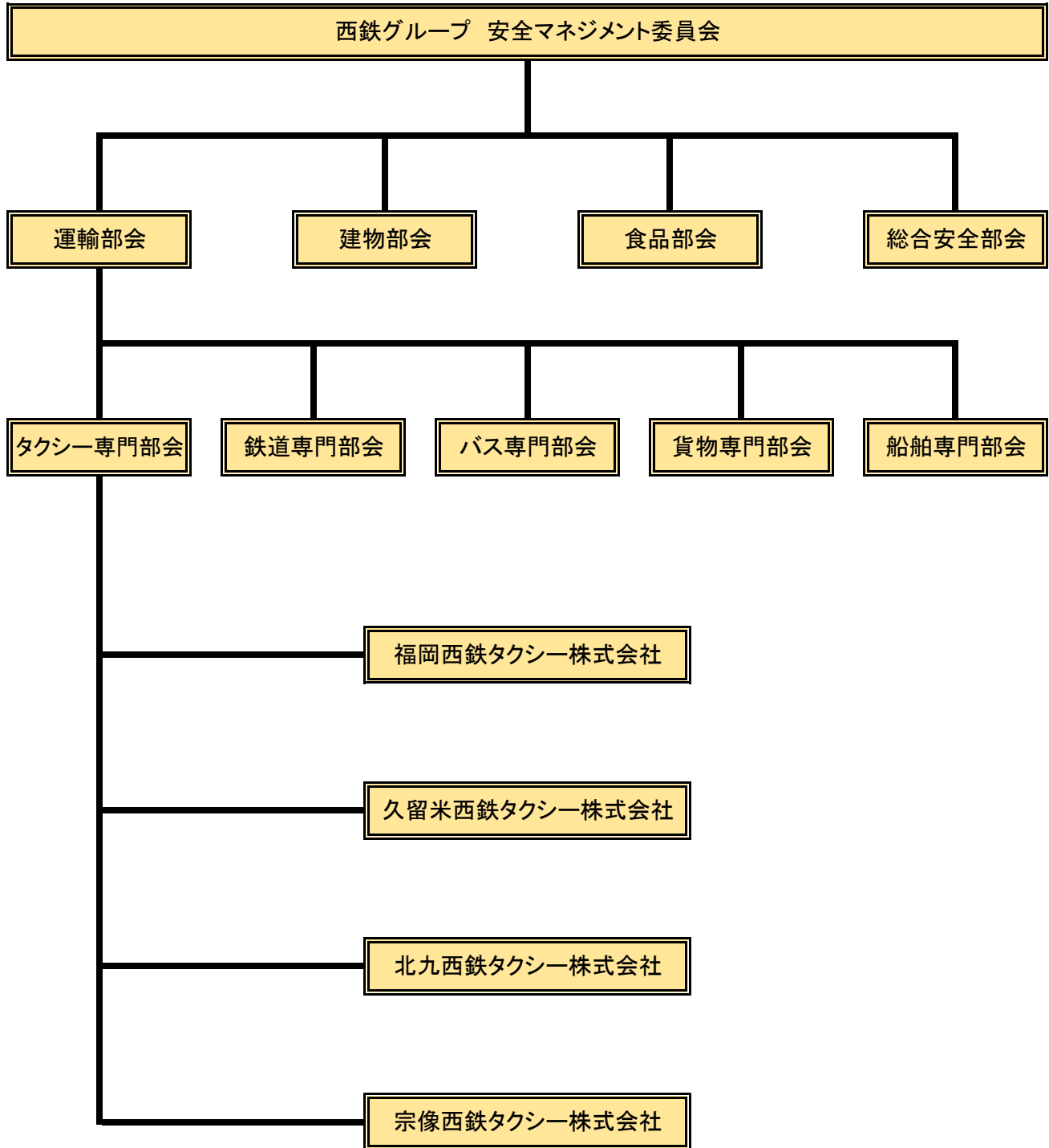
	グループ統括部	西鉄タクシー各社
4月		タクシー専門部会
	運輸部会	
	西鉄グループ安全マネジメント委員会	安全情報の公表(4/1~100日以内に実施)
5月		【北九】業務常会
6月		【久留米】業務常会
7月		タクシー専門部会 勉強会
		【福岡】業務常会
8月		【北九】業務常会
9月		安全マネジメント 上期振り返り・下期取組み修正
10月		タクシー専門部会
	運輸部会	
	西鉄グループ安全マネジメント委員会	
11月		【福岡】【久留米】【北九】業務常会
12月		西鉄グループ安全推進大会
		内部監査
1月		安全祈願
		タクシー専門部会 勉強会
		マネジメントレビュー
2月		次年度(輸送の安全に関する)予算策定
		【福岡】【北九】業務常会
3月		【久留米】業務常会
		飲酒運転撲滅運動 年度振り返り・次年度取組み策定
		安全マネジメント 年度振り返り・次年度取組み策定

※西鉄宗像タクシー(株)の業務常会は、月初の出庫点呼時に兼ねて実施

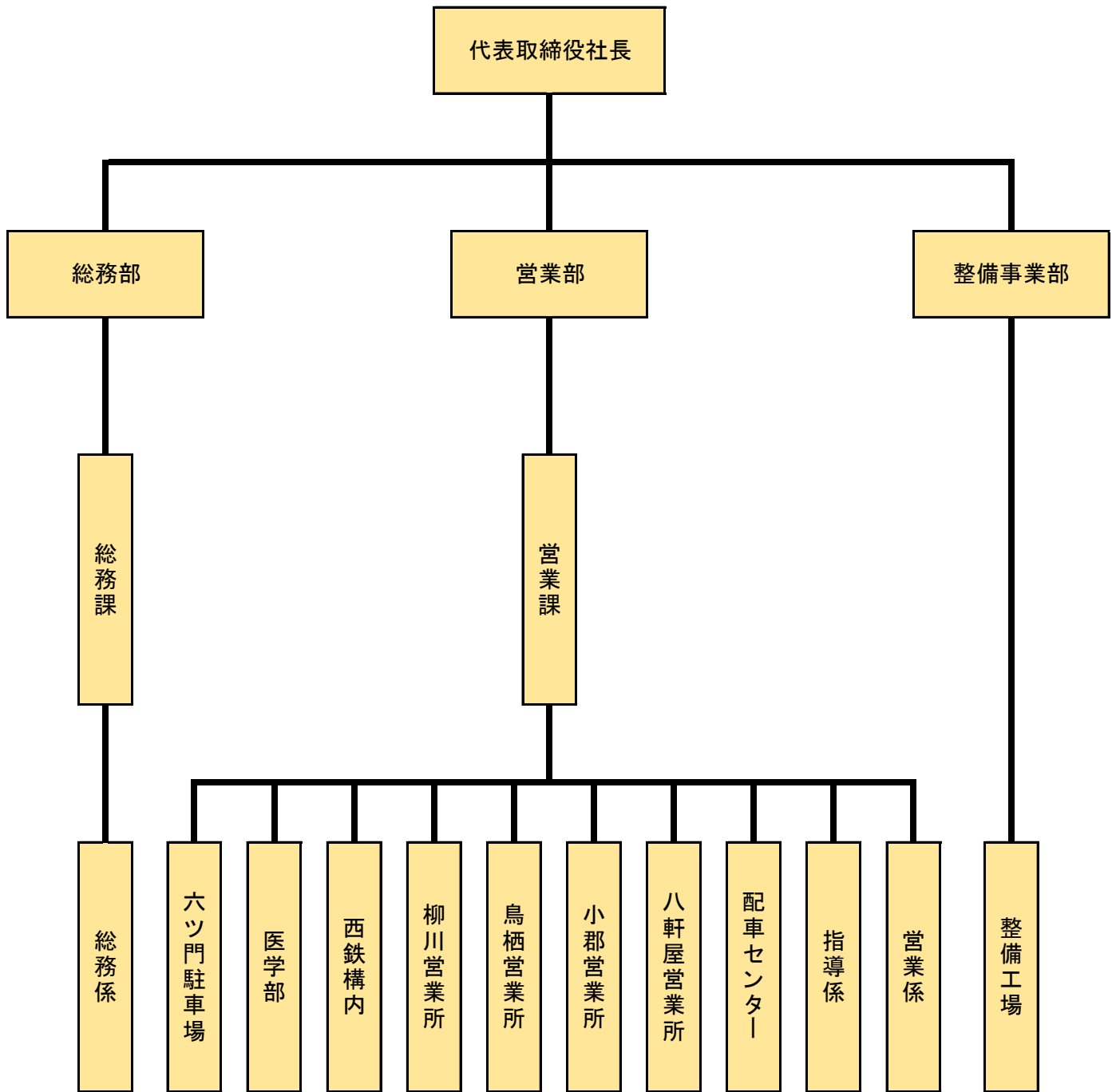
※各社 社長が管理職を招集する会議(幹部会など)を、月一回以上実施



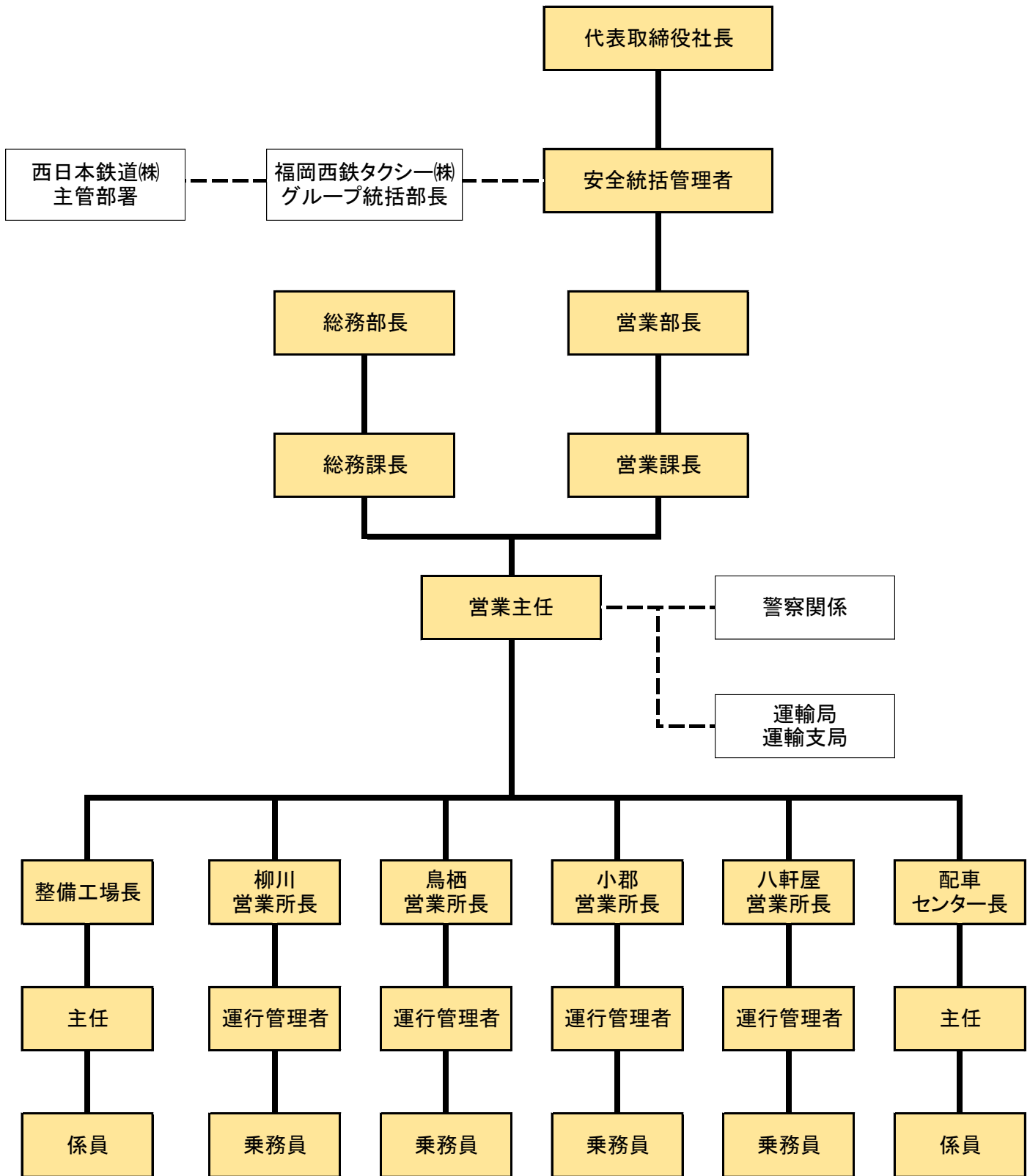
別紙2 【西鉄グループにおけるタクシー部門安全マネジメント体制】



別紙3 【組織体制および指揮命令系統図】



別紙4 【事故、災害時の報告連絡体制】



———— 社内報告      - - - - - 社外報告